

【資料 1】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和 6 年 9 月 17 日

【議題 1】

知事許可漁業に係る制限措置等の
公示について（諮問）

水 振 第 4 1 1 号
令和 6 年 9 月 17 日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について(諮問)

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

小型機船底びき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第2種漁業（貝曳網 自家用餌曳網漁業）	南さつま市野間岬以西の線以北の鹿児島県海域。ただし、八代海は除く。	1月1日から12月31日まで	15トン未満	定めなし	2隻	定めなし

許可の有効期間 令和6年11月1日～令和9年10月31日

申請すべき期間 令和6年9月19日（木）から同年10月18日（金）まで

知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について

1 知事許可漁業の制限措置等について

・令和2年12月に施行された改正漁業法により，知事許可漁業の新規許可にあたっては，関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて当該知事許可漁業を営む者の数やその操業実態等を勘案して制限措置を定め，制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を公示することとなった。

・今回，新規の許可を行いたいので，鹿児島県漁業調整規則第11条第1項に基づき制限措置及び申請すべき期間を定めることとし，同条第3項に基づき海区漁業調整委員会の意見を聴くもの。

2 許可の基準について

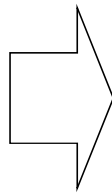
新規の許可にあたり制限措置を公示した後，公示した船舶等の数を超える申請があった場合は，関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で，許可の基準（許可受予定者の優先順位）を定め，これに従って許可等をする者を定めることになっている。

(参考) 許可内容（従前）と制限措置について

【改正前】

許可証の記載内容

- ・ 漁業種類
- ・ 操業区域
- ・ 操業時期
- ・ 船舶の総トン数
- ・ 推進機関の種類及び馬力数



【現行】

制限措置

- ・ 漁業種類
- ・ 操業区域
- ・ 漁業時期
- ・ 船舶の総トン数
- ・ 推進機関の馬力数
- ・ 漁業を営む者の資格

(参考) 漁業法 (抜粋)

(新規の許可又は起業の認可)

第 42 条 農林水産大臣は、許可（第 39 条第 1 項及び第 45 条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第 45 条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

2 (略)

3 農林水産大臣は、第 1 項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

漁業調整規則 (抜粋)

(新規の許可又は起業の認可)

第 11 条 知事は、許可（第 7 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 (略)

3 知事は、第 1 項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第 1 項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第 1 項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って 許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 (略)

7 第 4 項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第 1 項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第 4 項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。